

光市総合計画策定に関する基本方針

1 計画策定の趣旨

地理的・歴史的にも繋がりが深く、日常生活圏も一体化していた光市と大和町は、長年にわたる住民の念願であった合併を果たし、平成 16 年 10 月 4 日、新「光市」が誕生しました。

本市は、合併という根本的な都市の枠組みの再編に加えて、「三位一体改革」の推進といった制度改革の潮流の中で、少子高齢化対策、環境・教育問題、行財政改革の推進、等々、重要かつ緊急を要する課題への対応が迫られています。

こうした時代の変化や合併後の課題、並びに市民ニーズに的確に対応するため、新たな市政運営の目標とその実現に向けた方策を明らかにし、新たな時代を見据えた都市経営の指針となる総合計画を策定するものです。

なお、策定にあたっては、合併協議会により策定した新市建設計画を包含し、さらに発展させた計画として策定します。

2 計画の基本的事項

(1) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「行動計画」の 3 部構成とします。

ただし、行動計画は別冊とし、基本構想、基本計画策定後に作成する予定です。

①基本構想

概ね平成 29 年における本市の将来像とそれを実現するための基本的な理念や施策の大綱を示すものです。

・基本理念 ・将来像 ・施策の目標 ・人口指標 ・施策の大綱 など

②基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に従って、個別の目標や指標、根幹的な事業を明らかにするとともに、財政計画等を示すものです。

・部門別計画 ・地域別計画 ・重点施策 ・計画推進策 ・財政計画 など

③行動計画（実施計画）

基本計画に示した事業等の具体的な実施内容を明らかにするもので、年度ごとの行政や市民の具体的な行動計画となるものです。

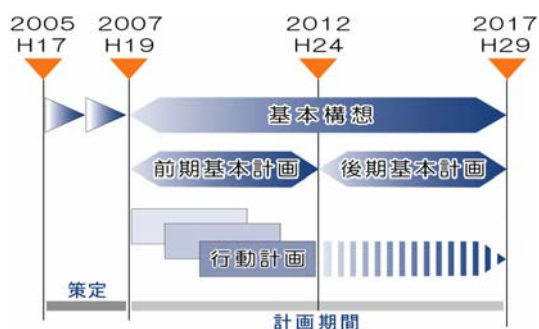
3 ヵ年の中期計画としますが、毎年度改定を行うことにより、時代の趨勢や社会経済情勢の変化に即応できる都市経営を目指します。

(2) 計画の期間

平成 19 年度からの 10 年間

- ・基本構想（10 年）
- ・前期基本計画（5 年）
- ・行動計画（3 年）

平成 19 年度予算より、新総合計画に基づく予算編成を行い、個別事業に着手します。



3 計画策定にあたっての基本的な視点

計画策定にあたっては、合併協議会において策定した「新市建設計画」に掲げる基本方針や主要事業を継承するとともに、まちづくりの3つのキーワードに加えて、次の基本的な視点から計画策定を進めます。

(1)まちづくりのための3つのキーワード

①「再生と創造への転換期」

厳しい社会経済情勢の中では、「既存ストック」や「地域の有位性」を活かした都市の再生を進め、「量から質」へと新たな価値を創造することが重要であり、従来の考え方や枠組みに囚われない大胆な発想転換を図るべき時期です。

このため、政策から施策や事業を構築することにより、縦割り行政からの脱却を図り、横断的判断のもと、分野、組織を超えた施策の融合と連携を図ります。

②「共創と協働への始動期」

人口減少、収入減などに象徴されるダウンサイジングの時代においては、共創・協働社会の実現により、はじめて各種事業の展開が可能となります。

このため、共創と協働のまちづくりに向けた基盤づくりを行うべき時であるとの認識のもと、共創・協働を基軸とした計画策定を進めます。

③「改革の戦略期」

合併に伴い、全ての事業を一から見直す中で、都市の枠組みの再編と併せて、市民や職員の中にも、大きな改革への意識が芽生えており、戦略を持った改革が実行できる絶好の機会が訪れています。

このため、「都市経営」の概念を導入するとともに、達成目標などを明らかにした改革実行のための計画づくりを進めます。

(2)まちづくりの理念・都市像の明確化

あるべき都市の姿を「人が生きていくための理想的な生存空間」として捉え、守り育ててきた良好な生活環境や充実した都市基盤をバックボーンとして、心の豊かさ、人の営み、暮らしやすさといった視点から「生活創造都市」の実現への道筋を明らかにしていきます。

(3)進化できる計画づくり

時代の変化が加速化する中、長期計画として、時代の潮流を的確に捉えた持続可能な計画性と先見性を確保するとともに、社会経済情勢や新たな制度等に即応可能な柔軟性を持った進化できる計画として策定します。

(4)使われる・使える計画づくり

市民の皆さんともまちづくりの目標が共有できるよう、計画の構成や表現にも工夫を凝らし、斬新かつわかり易い計画づくりに努めます。

4 計画策定の体制（資料① - 1 参照）

(1) 市民参加

今後の都市経営には、行政のみならず、市民、団体、企業など、都市を構成する全ての人々の協力によるパートナーシップのまちづくりが不可欠となっています。

このため、計画の策定段階においても顧客満足度調査の視点を取り入れた市民アンケートの実施やパブリックコメント的な手法の導入、さらにはホームページの活用など、多様な手法を用いて市民意識の把握と市民参加の促進に努めます。

① まちづくり市民協議会

公募を含む委員 4 5 名程度で構成し、3 部会を設置し市民参加の計画策定を進めます。

② (仮称) 協働ワークショップ

協議会委員と若手職員で構成し、共創・協働事業などの提案を求めます。

(2) 庁内体制

○ 光市総合計画策定本部（本部長：市長）

市の最高意思決定機関である庁議（市長以下部長級職員で構成）で組織します。

本部に幹事会及び策定部会を設置し、全庁あげた取り組みを進めます。

(3) その他

都市経営や地域政策に関する専門家から、まちづくりへの意見を求めます。

5 策定スケジュール（資料① - 2 参照）

平成 17・18 年度において策定を進め、平成 19 年度から総合計画に基づく具体的なまちづくりを進めます。